

バリアフリー基本構想の概要について

バリアフリー基本構想

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第25条に基づき、鉄道駅を中心とした地区や高齢者・障がい者などが利用する施設が集まった地区において、公共交通機関・建築物・道路などのバリアフリー化を面的かつ一体的に推進するために市区町村が作成する事業計画

<基本構想で定める主な内容>

- 基本理念・方針
- 重点整備地区（基本構想でバリアフリー化を進めるエリア）
- 生活関連施設（バリアフリー化の対象施設）
- 生活関連経路（バリアフリー化の対象道路 ※駅や各施設間を結ぶ道路を設定）
- 特定事業（各施設の設置管理者によるバリアフリー化の取組み）

町田市バリアフリー基本構想はこちら

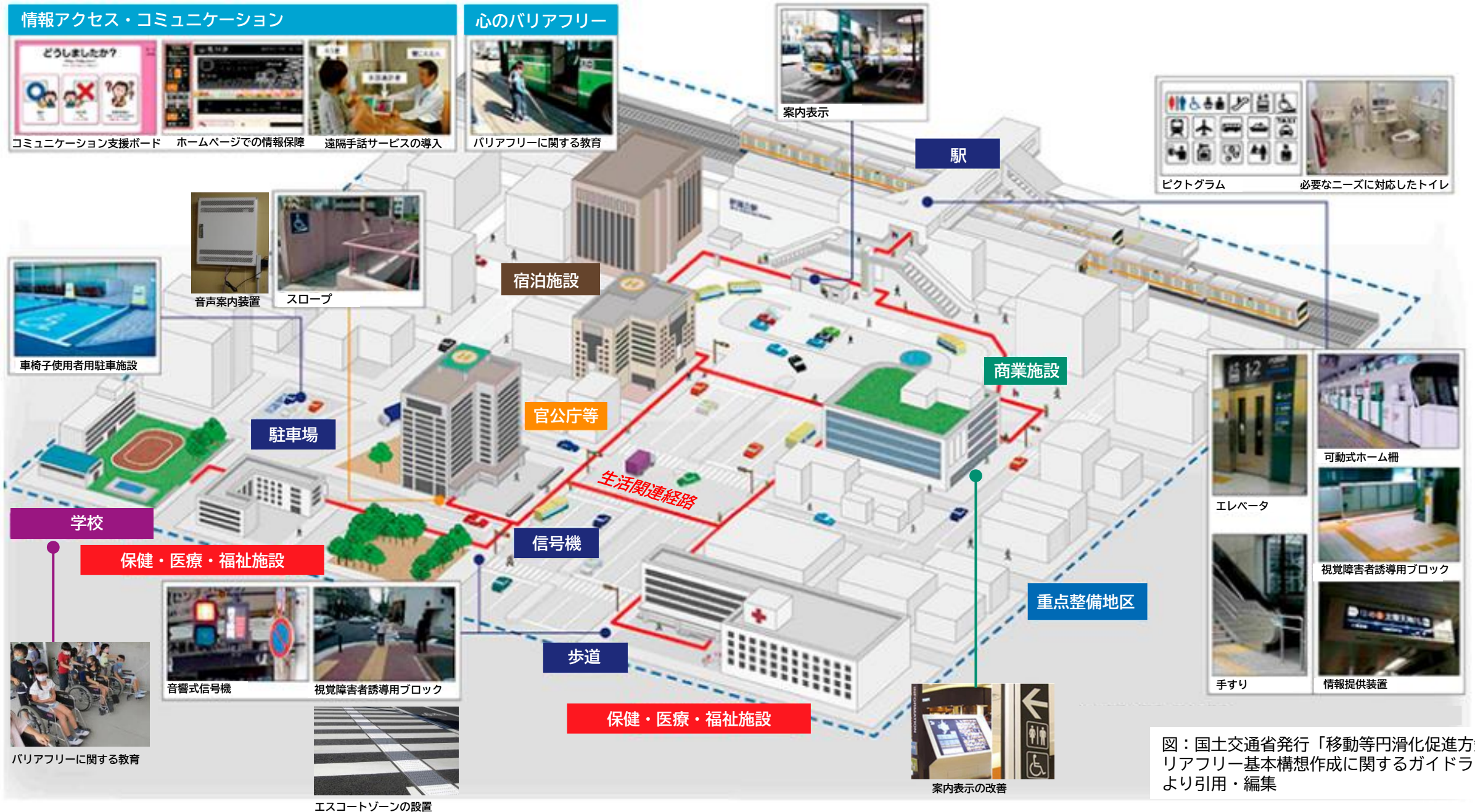


又は



町田市バリアフリー基本構想

バリアフリー基本構想に基づく面的かつ一体的なバリアフリー化のイメージ



図：国土交通省発行「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」より引用・編集